

鳥取県 けんせつトリピーデザイン使用取扱マニュアル

(趣旨)

第1条 このマニュアルは、「けんせつトリピー」のデザイン（以下「デザイン」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(デザインの使用範囲)

第2条 別紙に定めるデザインに関する著作権は鳥取県（以下「県」という。）に帰属し、県はこれを放棄しないものとする。

2 デザインは、県内の建設産業のPRのための事業等として、次の各号に掲げる利用に使用することができる。

- (1) 建設工事現場における安全啓発、イメージアップのための表示
- (2) 建設産業の魅力発信を目的としたパンフレットやチラシの配布
- (3) ウェブサイトやSNSへの表示
- (4) 子ども向けイベント、見学会及び説明会における啓発的利用
- (5) 文房具、クリアファイル及びシール等の配布用消耗品の無償配布
- (6) その他これらに類する建設産業のPRに資する利用と認められるもの。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は使用できない。

- (1) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのある場合
- (2) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれのある場合
- (3) 不当な利益を得るために利用されるおそれのある場合
- (4) デザインを使用した商品等を販売して収益を得る行為となる場合
- (5) マスコットキャラクターとして、そのイメージや品位をおとしめるおそれのある場合
- (6) 適正な使用方法に従って使用しないおそれのある場合
- (7) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- (8) その他建設産業のPRの観点から不相当と県が認める場合

(使用の手続き等)

第3条 デザインを使用する団体又は個人（以下「使用者」という。）は、県に対して、とっとり電子申請サービスにより届出を提出するものとする。

2 使用者は、届出の送信後ただちに表示されるURLからデザインの画像データを取得し、使用することができる。また、画像データのダウンロードをもって、本マニュアルへの同意があったものとみなすことができる。

3 使用期間は、原則として1年未満とし、必要がある場合は更新することができる。

4 デザインの使用料は徴収しない。

5 届出内容の変更（使用期間の更新を含む）を行う場合は、本条第1項の規定を準用する。

(使用上の遵守事項)

第4条 県又は使用者は、デザインを使用する場合は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) デザインで定められた色、形状を改変しないこと。
ただし、画像の縦横比を変えず画像のサイズを変更する場合を除く。

- (2) 届出を行った用途のみに使用し、本マニュアル並びに県が指示する使用条件に従うこと。
- (3) デザインの使用期間後、又は届出にかかる使用目的が終了した後は、デザインの画像データを破棄すること。
- (5) デザインの画像データの全部または一部を、第三者に対して有償、無償を問わず再頒布してはならない。
- (6) 前項の規定にかかわらず、使用者がデザインの画像データを使用した看板、掲示物、印刷物等の制作を第三者（以下、「受託者」という。）に委託する場合に限り、当該業務の遂行に必要な範囲内で受託者に対してデザインの画像データを提供することができる。
- (7) 前項の場合、使用者は受託者に対し、本マニュアルと同等の義務（目的外利用の禁止、複製制限、業務終了後のデータ破棄等）を課すものとし、受託者による不適切な利用について使用者が一切の責任を負うものとする。

（申請の取り消し）

第5条 県は、デザインの使用がこのマニュアル又は届出内容に違反していると認められた場合は、当該届出を取り消すことができる。

2 前項の届出の取消は、使用者に通知して行うものとする。

3 届出を取り消された者は、ただちに画像データ破棄するとともに、通知の日以降、デザインを使用、配布、掲示等をしてはならない。

（使用状況の確認）

第6条 使用者は、県から見本の提供や使用状況の確認を求められた場合は、これに応じなければならない。

（補則）

第7条 このマニュアルに定めるもののほか、デザインの使用に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

このマニュアルは、令和8年4月15日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

けんせつトリピーデザイン使用届出書（とっとり電子申請サービス入力項目）

1. 使用者の属性等 [テキスト入力]

- (1) 団体名、氏名
- (2) 団体の場合、担当者名
- (3) 住所
- (4) 電話番号
- (5) メールアドレス

2. 使用目的・使用媒体等

(1) 使用目的 [テキスト入力]

※入力例：工事現場の安全啓発、建設産業PR、イベント掲示、SNSでの魅力発信 等

(2) 使用媒体 [チェックボックス+テキスト入力]

- ・看板類（工事看板、仮囲い等）
- ・印刷物（パンフレット、ポスター、チラシ等）
- ・ノベルティグッズ（文房具、クリアファイル、シール等の消耗品）
- ・デジタル媒体（WEBサイト、SNS、動画等）
- ・イベント掲示物（展示パネル、会場掲示等）
- ・その他（自由記述）

(3) 使用数量 [テキスト入力]

※印刷物やグッズ等の数量が把握できる場合に記入

※工事現場での利用の場合は、工事件数を記入

(4) 使用期間 [始期・終期、カレンダー入力]

(5) 新規・更新の別 [選択式]

3. 遵守事項の確認

- (1) 第2条第3項各号に対する確認 [チェックボックス]
- (2) 第4条第1項各号に対する確認 [チェックボックス]

様式第2号（第5条関係）

けんせつトリピーデザイン使用申請取消通知書

年 月 日

様

鳥取県知事

年 月 日付で届出のあったけんせつトリピーデザインの使用については、下記の理由により取り消します。

当該届出に係る物件の使用、配布及び掲示等を中止してください。

記

理 由

